

Ⅲ 国の行政機関の会計経理に関する問題情報の募集結果

総務省では、「国の行政機関の法令等遵守（会計経理の適正化等）に関する調査」を行うに当たり、「会計経理監視ポスト」を設け、総務省ホームページを通じて、国の行政機関の職員や国民の皆様から本調査に関する問題情報を募集した。募集結果は、以下のとおりである。

（募集の概要）

- ① 募集情報：国の行政機関において「預け金」等の不適正な会計経理が行われていると思われるもの
- ② 募集期間：平成22年4月13日から同年5月31日まで
- ③ 募集方法：電子メール及び郵送
- ④ 情報をお寄せいただいた方の個人情報は、第三者に漏れないよう厳重に取り扱う。

（通報のあった情報）

全体で19件の通報があり、これらのうち、国の行政機関の不適正な会計経理に関するものが2件及び国の行政機関の服務規律や国家公務員倫理法等の遵守に関するものが2件あった。

これら4件のうち、通報者の了解が得られた3件については、通報者個人の特定につながる情報を除いた上で、関係府省に事実確認を行った。その結果、いずれも、関係府省においては、内部監査等で通報に係る事実を確認の上、必要があれば改善方策を講ずるとの「改善のスキーム」が確立されており、次表のとおり、そのスキームの下で、今後必要な措置を講ずることが予定されていることが確認された。総務省としては、関係府省の取組を注視していくこととする。

このほか、国の行政機関の会計経理等の問題に直接関係するものではなかったが、地方公共団体の不適正な会計経理防止対策の強化や無駄遣いの是正を求めるものが3件、国の行政機関の予算の無駄遣いの是正に関する一般的提言や個別指摘が6件、その他公務員の基本的な権意識の確立を求めるなどの一般的な提言等が6件あった。これら通報案件については、本調査を実施する際の参考あるいは総務省が今後実施する調査テーマを検討する際の参考とさせていただいたほか、通報者の了解が得られたものについては、通報者個人の特定につながる情報を除いた上で、通報内容を関係部局に提供した。

表 国の行政機関の不適正な会計経理等に関する通報要旨と関係府省の対応

区分	通報件数	通報要旨	関係府省の対応等
国の行政機関の不適正な会計経理に関するもの	2	A省のa機関では、工事経費の水増し請求等が行われており、是正すべき。	事実確認の調査を行い、事実であれば是正するとともに、必要な措置を講ずることとする。
		B省では、契約した事業において「翌年度納入」が行われており、是正すべき。	事実確認の調査を行い、事実であれば是正するとともに、必要な措置を講ずることとする。
国の行政機関の服務規律や倫理法等の遵守に関するもの	1	C省のb機関では、職員が印紙を販売しその手数料を得ているが、国庫に納入すべき。	現在、事実確認を行っているところであり、確認の結果を踏まえ、必要に応じて適切な対応を講ずることとする。

(注) 1 当省の調査結果による。

2 その他匿名の通報が1件あったが、通報要旨を公表することについて本人の了解が得られないため、計上していない。